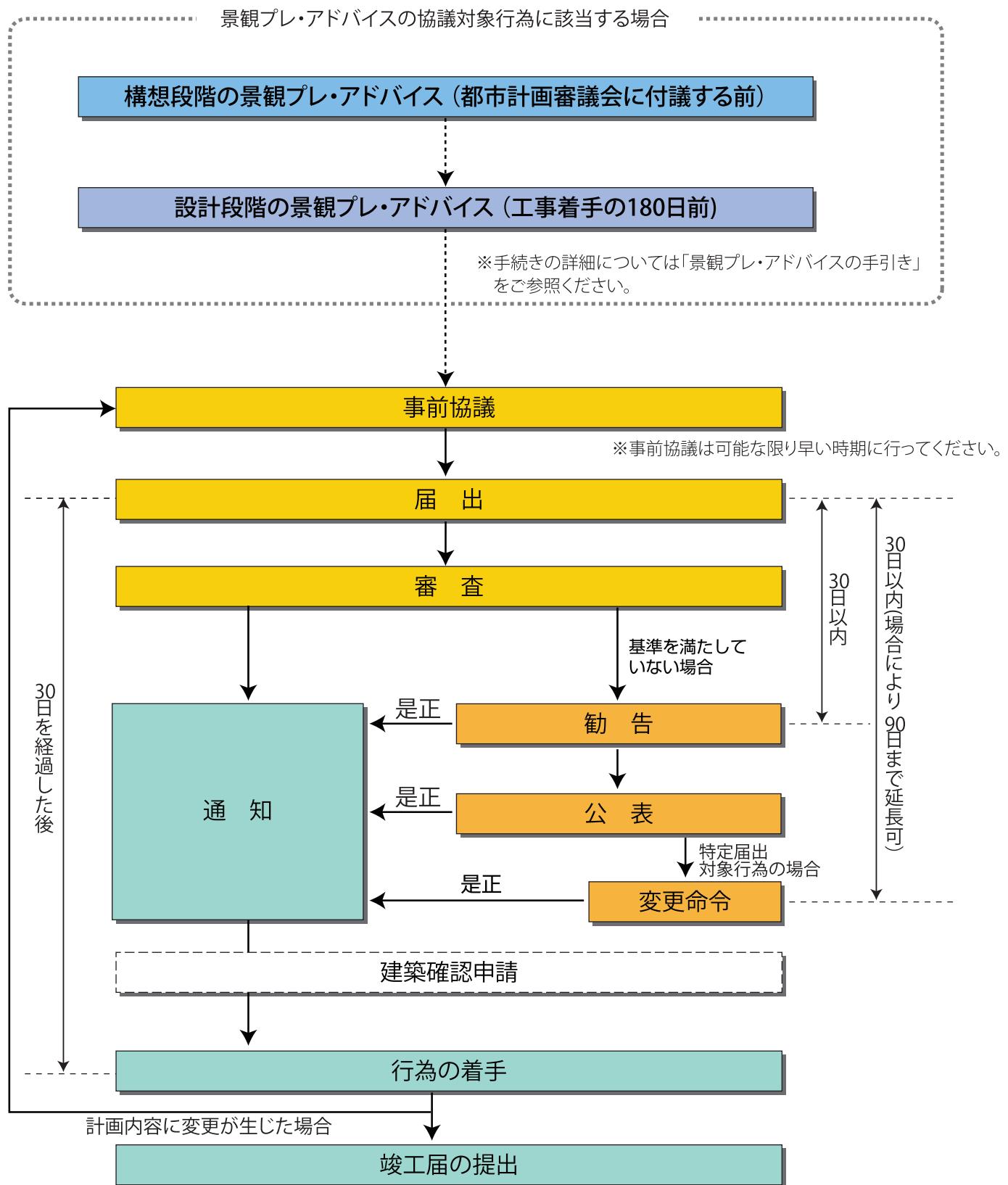


# 手続き

## 届出手順



# 手続き

## 届出必要書類

所定の届出書とともに、次の書類の提出が必要です。

添付図書	
種類	備考
付近見取図	
配置図	植栽等の外構を記載すること。
各階平面図	建築物である場合に限る。
立面図（各面）	各部分の仕上げ及び色彩を明示すること。 設備等を明示すること。
断面図	
完成予想図又はパース	
現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
自己診断カルテ	

- その他、必要な図書を求める場合があります。
- 提出内容に変更が生じた場合は、変更行為の届出を行ってください。

## 完了時の手続き

行為の完了時には、竣工時の写真を添付した竣工届を提出して下さい。

※各手続きの詳細については、  
「景観法及び札幌市景観条例に係る届出の手引き」をご参照ください。

# 札幌市景観計画（抜粋）

（平成29年4月適用）

## 理念

### ■ 北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

#### 目標

1. 札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり
2. 地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり
3. 多様な主体がつながり、持続的に取組みを重ねる景観づくり

#### 基本姿勢

- ア：自然を守り、生かす
- イ：歴史を踏まえ、受け継ぐ
- ウ：札幌の「顔」を創り、磨く
- エ：地域の個性を見いだし、伸ばす
- オ：みんなが取り組み、広げる
- カ：行政は率先し、支える

## 良好な景観の形成に関する方針

景観形成の方針（景観法第8条第3項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」）を、全市的視点と地域的視点から示します。景観形成の方針は、取組の内容や場所に応じてそれの方針を重ね合わせて読み解くものとします。

#### ●全市的視点

「自然」「都市」「人（暮らし）」の3つの観点から示すこととし、このうち「都市」については、これからの中長期の基本方針を示す都市計画マスターplanに適合したものとなるよう、都市計画マスターplanの市街地等の区別に整理します。

また、「人（暮らし）」については、歴史の区分の方針を、これまでの都市づくりの経緯を踏まえて整理します。

#### ●地域的視点

特定の地区の特性を踏まえて、景観計画重点区域や景観まちづくり推進区域等において定めるものとします。

## <景観形成の方針の構成>

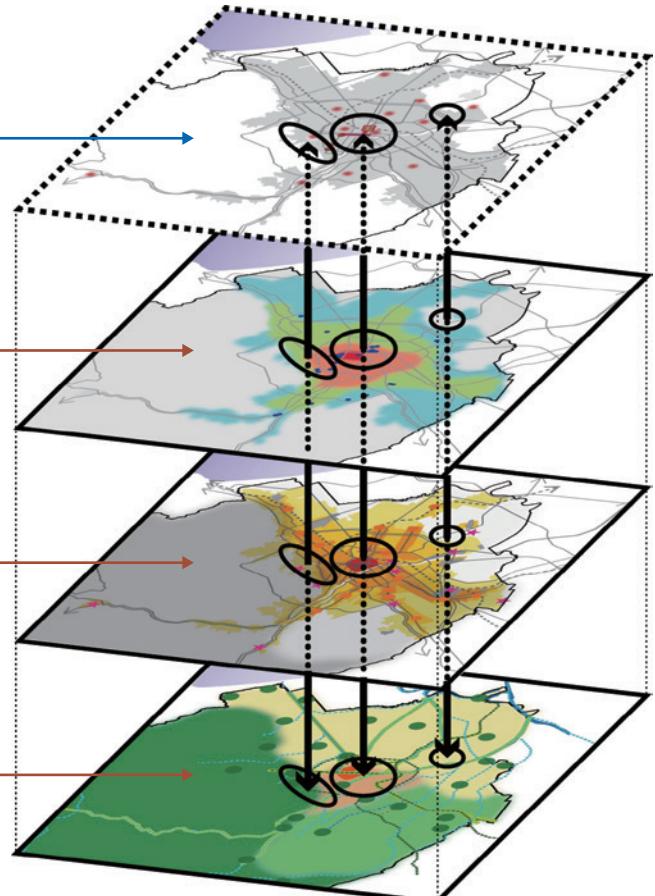
### 地域的視点からの方針

### 全市的視点からの方針

人（暮らし）

都市

自然

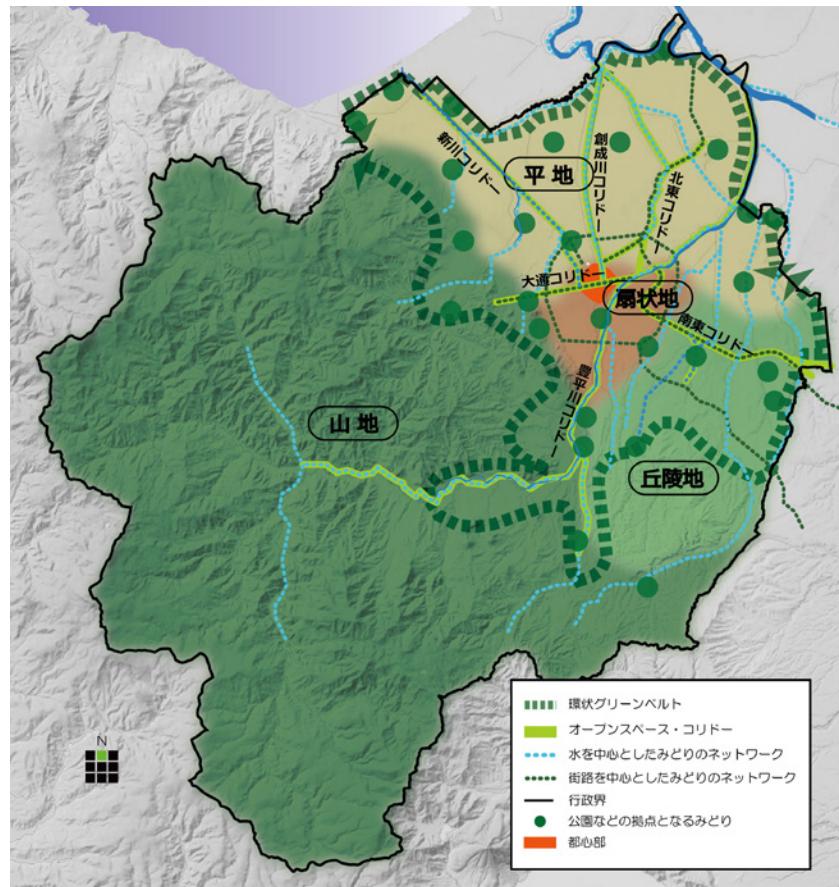


# 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針

## (1) 自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針

### 【景観形成の方針】

気候等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。</li> <li>○特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。</li> </ul>
地形 (山地、丘陵地、扇状地、平地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図ります。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・山 地：自然と市街地が近接、山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂 など</li> <li>・丘陵地：波状の起伏(坂、崖、崖線の緑等)、山並みや平地への眺望 など</li> <li>・扇状地：微地形等の札幌の原風景的イメージを想起させる場所 など</li> <li>・平 地：田園風景、防風林、遠景の山並み など</li> </ul> </li> <li>○特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図ります。</li> </ul>
水とみどり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにおけるきめ細かな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図ります。</li> <li>○特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図ります。</li> <li>○札幌の植生やシンボルとなる樹木などを生かした景観形成を図ります。</li> <li>○水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。</li> </ul>



自然特性を踏まえた景観形成の方針 付図

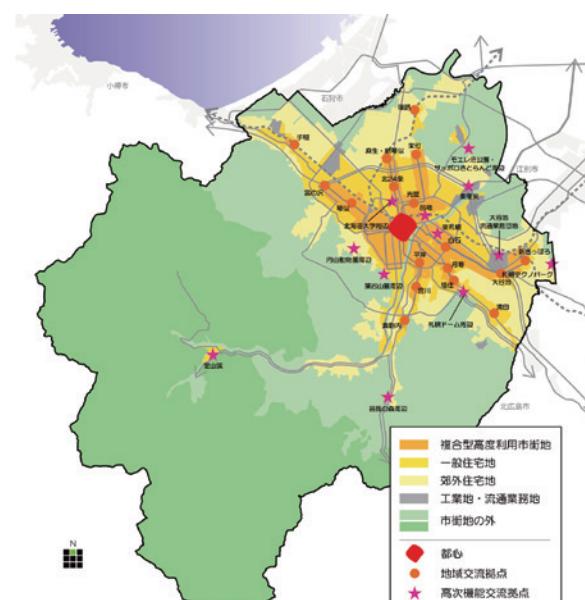
## (2) 都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針

第2次札幌市都市計画マスターplanの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定めます。

### 【景観形成の方針】

都心	<b>【世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成】</b> ○骨格軸や交流拠点など*の個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図ります。 ○人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図ります。
拠点	<b>【各拠点の特性を生かした景観形成】</b> (地域交流拠点) ○多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図ります。 ○市民の交流や活動の場となる公共的空間は、その目的や利用形態等を十分考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図ります。 (高次機能交流拠点) ○各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図ります。
複合型高度利用市街地	<b>【利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成】</b> ○集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図ります。
一般住宅地	<b>【居住環境の維持・向上に向けた景観形成】</b> ○地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図ります。
郊外住宅地	<b>【ゆとりある居住環境を重視した景観形成】</b> ○閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着のもてる景観形成を図ります。
工業地・流通業務地	<b>【周辺市街地と調和した景観形成】</b> ○緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。
幹線道路等の沿道	<b>【連続性のある道路景観の形成】</b> ○骨格となる幹線道路等を基軸として重視し、地域特性を踏まえた、連続性のある景観形成を図ります。 ○隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。
市街地の外	<b>【市街地を取り囲む自然的特性を重視した景観形成】</b> ○良好な自然環境や優良な農地の景観の保全を図ります。 ○高次機能交流拠点周辺などで土地利用を行う際は、その特性を踏まえた景観形成を図ります。

\*骨格軸や交流拠点など：第2次都心まちづくり計画において位置付けられた都心のまちづくりを実現するための骨格構造

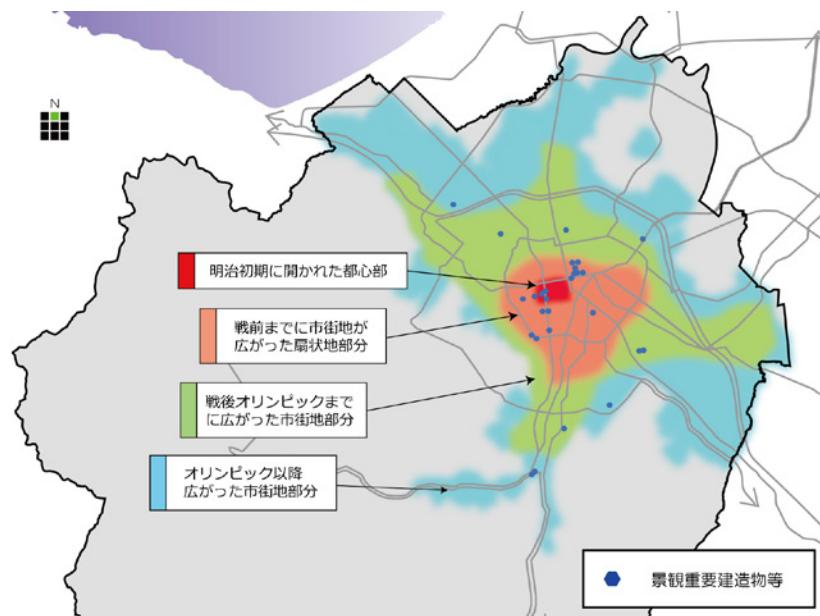


市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針 付図

### (3) 人(暮らし)～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針

#### 【景観形成の方針】

歴史	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図ります。</li> <li>○格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。</li> <li>○れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。</li> </ul>
文化・暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性の一つであることから、雪のある暮らしの充実に配慮した景観形成を図ります。</li> <li>○市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図ります。</li> <li>○住宅地等では、地域ごとの住まい方の違いを踏まえ、地域住民が関わりながら、地域への愛着を高める景観形成を図ります。</li> <li>○新築時はもとより、その後も適切な維持管理がなされ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。</li> <li>○社会経済状況等の変化により、使用されない建築物や土地等が生じる際は、周辺の町並みや環境を悪化させないよう配慮します。</li> </ul>



歴史・文化・人(暮らし)の特性を踏まえた景観形成の方針 付図

### 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針

#### ○ 景観計画重点区域における景観形成の方針\*

景観計画区域の内、地区の特性を踏まえ、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域を「景観計画重点区域」とします。

「景観計画重点区域」においては、全市的視点からの方針に即し、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めるものとします。

#### ○ 景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針\*

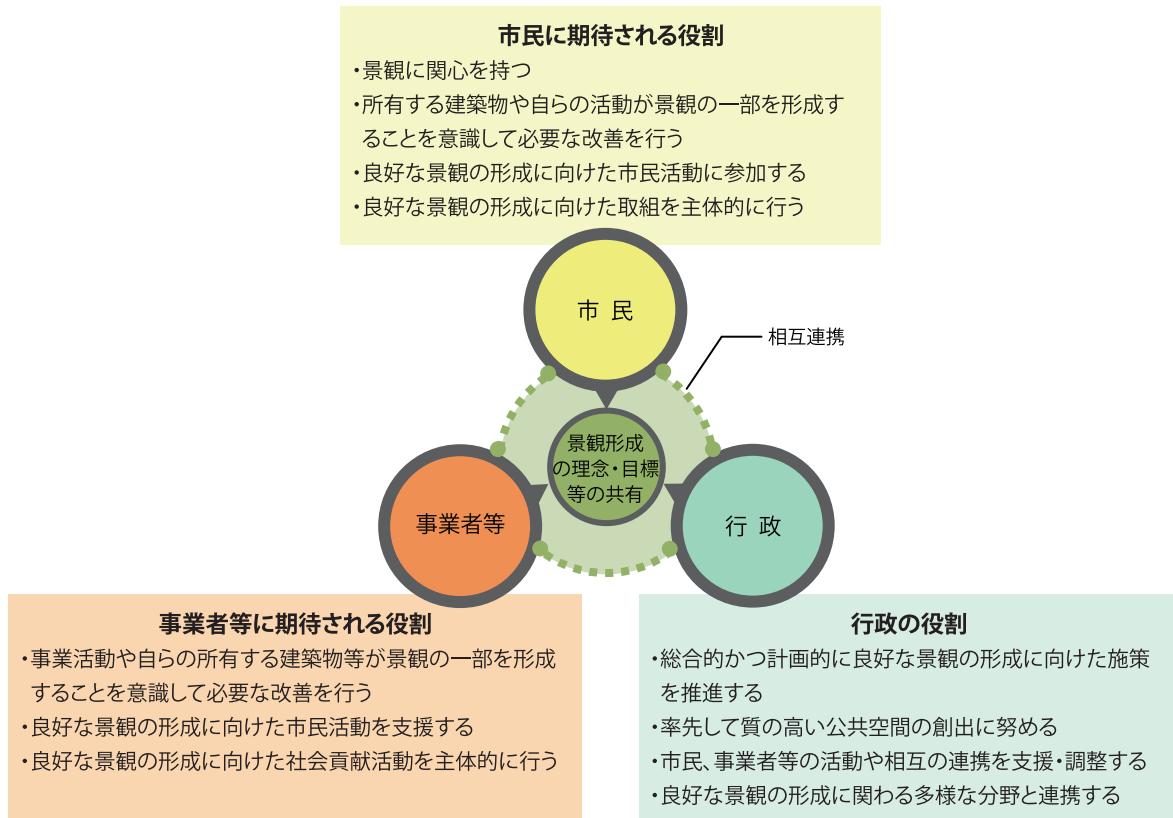
景観まちづくり推進区域など、個別に景観形成に関する方針等を定める地区において、当該方針は全市的視点からの方針に即し、地区の特性に応じて定めるものとします。

\*各区域の方針等に関する詳細は、景観計画重点区域のパンフレットや地区ごとの景観まちづくり指針をご参照ください。

## 計画の推進体制

良好な景観の形成を実現するためには、市民、事業者、行政等が相互に役割を担い合うことが重要です。

この計画の推進にあたっては、各主体が理念や目標を共有し、それぞれ以下のような役割を担って相互に連携して取り組んでいきます。



## 問い合わせ一覧

・高度地区に関すること	都市計画部都市計画課	TEL 211-2506
・地区計画の認定、特定街区及び都市再生特別地区に関すること	都市計画部地域計画課	TEL 211-2545
・環境アセスメント及び建築物環境配慮制度に関すること	環境都市推進部環境管理担当課 環境都市推進部エコエネルギー推進課	TEL 211-2879 TEL 211-2872
・風致地区及び緑保全創出地域の許可申請に関すること	みどりの推進部みどりの管理課	TEL 211-2522
・大規模小売店舗に関すること	産業振興部商業・金融支援課	TEL 211-2372
・広告物に関すること	総務部道路管理課	TEL 211-2452
・市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業制度に関すること	都市計画部事業推進課	TEL 211-2706
・開発行為に関すること	市街地整備部宅地課	TEL 211-2512
・建築基準法に基づく建築許可及び認定に関すること	建築指導部管理課	TEL 211-2859
・福祉のまちづくり条例に基づく建築物の事前協議に関すること	建築指導部建築安全推進課	TEL 211-2867
・中高層建築物の建築に関すること	建築指導部建築安全推進課	TEL 211-2867